

終了決定

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2025-002

申立人:X

申立人代理人:弁護士 柴田 剛

被申立人:公益社団法人日本クレー射撃協会 (Y)

被申立人代理人:弁護士 栗山 陽一郎

同 大畠 雅明

主文

1. 本件スポーツ仲裁手続を終了する。
2. 各事案の仲裁申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

理由

第1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人

- (1) 被申立人が申立人に対して 2025 年 5 月 20 日付で行った同日から 2026 年 3 月 31 日まで本年度の強化選手としての資格を停止するとの処分（以下「本件処分 1」という。）、並びに、同じく 2025 年 5 月 20 日付で行った 2025 年 6 月 1 日に実施されるランニングターゲット 50 メートル部門及び同年 6 月 8 日に実施される同 10 メートル部門の国際大会派遣選考会及び強化選手選考会への参加を禁止するとの処分（以下「本件処分 2」という。）を取り消すとともに、申立人が本年度末まで強化選手資格を有することを確認する。
- (2) 被申立人が申立人に対して 2025 年 6 月 6 日付で行った本件処分 1 及び本件処分 2 のうち同年 6 月 8 日に実施されるランニングターゲット 10 メートル部門の国際大会派遣選考会及び強化選手選考会への参加を禁止とした部分を継続とした処分（以下「本件処分 3」という。）を取り消すとともに、申立人が本年度末まで強化選手資格を有することを確認する。
- (3) 被申立人は申立人に対し、強化選手資格に基づき被申立人が申立人に対して支払う

べき強化費を速やかに支払え。

- (4) 被申立人は、今後行われる国際大会派遣選考会及び強化選手選考会への申立人の参加を認めよ。
- (5) 被申立人は、本件処分1、本件処分2、及び本件処分3（以下3件の処分を一括して「本件各処分」という。）の事実認定に不備があったこと、並びに、申立人に対する弁明の機会の付与が十分でなかったことを認め、被申立人における同種処分の手続の運用を改善せよ。
- (6) 被申立人が、2025年5月20日ランニングターゲット部会のホームページ上に掲載した「ランニングターゲット部会 通知」と題する書面を取り下げ、上記（5）の趣旨を記載した書面を同ホームページ上に掲載せよ。
- (7) 仲裁申立料金を被申立人の負担とする。

2 被申立人

- (1) 本件仲裁手続を終了させる。
- (2) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、2025年5月18日に実施されたランニングターゲット50メートル部門の岩本山春季公式大会（以下「本件大会」という。）に際し、公益社団法人日本クレー射撃協会ランニングターゲット部会（以下「本件部会」という。）のウェブサイト上に公表されていた受付期間経過後に申立人が行ったエントリー申込の取扱いに関して、申立人が被申立人に対して送付したメールに、本件部会の理事の名誉を毀損する内容が含まれていたとして、本件部会の理事会が申立人の2025年度の強化選手資格を停止すること等を内容とする本件各処分を行い、その旨を申立人に通知したところ、申立人がその取消し等を求めて、被申立人を相手に申し立てたものである。

第3 決定の前提となる事実

1 当事者

- (1) 申立人は、クレー射撃のランニングターゲット種目の競技者であり、本件処分がなされた当時、ランニングターゲット種目の強化選手であった。
- (2) 被申立人は、クレー射撃競技の日本における統括団体である。

2 本件紛争の概要

当事者が提出した申立書・答弁書・主張書面及び証拠によると、本件において争いのない

事実は以下の通りである（被申立人による本案前の抗弁についての判断に必要と考えられる範囲の事実のみを記載している。）。

- (1) 本件大会の参加申込案内が本件部会のウェブサイト上に掲載されたが、そこでは受付期間が2025年5月11日までと記載されていた（甲8号証）。
- (2) 申立人は2025年5月14日に参加申込を行ったが、本件部会の受付担当理事であるAは受付期間を経過していることを理由に参加できない旨を返答した（甲15号証）。
- (3) 2025年5月15日、申立人は被申立人に対して、本件大会へのエントリーが拒否されたこと、それが、Aの独善・独断的判断である等述べるメール（以下「本件メール」という。）を送付した（甲14号証）。
- (4) 2025年5月20日、本件部会は部会の会長であるBの名で、申立人に対して、本件メールにAに対する名誉毀損に相当する内容が認められたとし、本件部会の理事会での審議の結果、本件部会の強化・選考・推薦委員会が定める国際大会派遣選手、強化選手の行動規範（甲4号証）及び同じく同委員会が定める国際大会派遣要綱及び強化選手要綱（甲5号証）に基づき、本件処分1及び本件処分2が決定された旨をメールで通知した（甲1号証）。同日、本件処分1がなされた事実が本件部会の理事会名で「ランニングターゲット部会 通知」（なお、申立人の氏名については触れていない。）として本件部会のウェブサイトに掲載された（甲17号証）。
- (5) 2025年6月6日、本件部会は部会の会長であるBの名で、申立人に対して、その後の事情を含めて再審議を行った結果、強化選手資格停止を継続する旨を決定した旨をメールで通知した（甲13号証）。
- (6) 申立人は、2025年6月14日、被申立人を相手方として、本件各処分の取消し等を求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対して仲裁申立てを行った。

3. 本案前の主張について

- (1) 本件では、被申立人が答弁書において、本案前の主張として、本件紛争を機構の仲裁で解決することについての合意が存在しないので本件仲裁を終了すべきである旨主張したことから、本仲裁パネルは、2025年10月2日付のパネル決定（1）において、本案の審理に先行して被申立人による本案前の主張について審理することとした。
- (2) 申立人は、補充主張書面において、相手方の内部組織であるランニングターゲット部会倫理委員会作成に係る「倫理規程」（甲2号証。以下「本件規程」という。）第7条を自動応諾条項として援用すると述べた。ここで、本件規程第6条は、倫理規程に違反する行為が行われた場合には倫理委員会が審査し、倫理委員会の審査結果を理事会が審議して処分を決定するとし、倫理委員会は理事会の決定を受けて決定

結果を当事者に文書で通知すると定めている。そして、本件規程第7条は、「処分の通知に対して不服ある場合は、日本スポーツ仲裁機構の仲裁によって解決されることを可とする。当事者から日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、前条通知後、1ヶ月内に行われなければならない」と定める。

(3) 被申立人は、概要以下のように述べて、本仲裁については仲裁合意がないので、仲裁手続は終了すべきであると主張した。

(ア) 本件部会は、独立した理事会や会長等の機関を有し、自らその会員から会費を徴収し、独自の会則その他の規程を有し、実際に独立して運営がなされている被申立人とは全く別の団体である。

(イ) 被申立人の処分規程（乙2号証。以下「本件処分規程」という。）第7条では「本協会の処分に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする」とするが、本件各処分は、被申立人とは別の団体である本件部会が行ったものであり、本件処分規程における機構への仲裁申立てについての自動応諾の対象ではない。

(ウ) 被申立人が援用する本件規程第7条は、被申立人とは別の団体である本件部会の規程であり、被申立人が機構への仲裁申立てを応諾したものではない。また、本件規程第7条は除名等の懲罰のみを対象としたものであって、強化選手の指定に関する処分は対象ではない。

(エ) したがって、被申立人の自動応諾条項、本件部会の自動応諾条項のいずれによつても、本件紛争について被申立人が本件紛争を機構の仲裁により解決することについて合意したということはできない。

(4) これに対して申立人は、概要以下のように主張し、本件紛争について被申立人には被申立人としての適格及び本件紛争を機構の仲裁により解決することについての応諾があると主張し、本案の審理を行うよう主張した。

(ア) 被申立人の加盟団体規程第4条は、加盟団体は被申立人の規則に準拠しなければならないとする。本件部会は被申立人の加盟団体であるので、被申立人に準拠する必要がある。本件規程第7条は処分の通知に定義がなく、対象が不明確であつて、不服申立ての規定として機能しない。したがって、被申立人の自動応諾条項は本件にも妥当する。

(イ) 本件部会は、被申立人が定めたモデル定款を利用して会則を定め、一般社団法人日本クレー射撃協会ランニングターゲット部会という被申立人の一部門であるとの認識を与える呼称を用いており、被申立人には本件部会を担当する理事が置かれている等、被申立人の下部団体として活動している客観的事実があり、また、被申立人や本件部会もそうした認識を有していた。

(ウ) 本件各処分により申立人は強化費を受領できず、強化選手としての活動ができない等の重大な不利益を受けている。

(エ) 本件各処分の際には本件部会からは異議申立手続について教示はなく、合理的な一般人が被申立人が被申立適格を有すると認識するのが合理的であり、実態として被申立人が本件部会を統括する立場にあるにもかかわらず、本部会が団体としての形式を有している一事をもって被申立人を相手方とできないことは、適正手続に反し、信義則に違反する。

第4 本スポーツ仲裁パネルの判断

本パネルとしても、本件部会の呼称が、被申立人の一部門であるかのような認識を抱かせやすいものであるとの印象であり、申立人が被申立人と本件部会が一体のものであるとの認識を抱いていたことには理解できる点がある。

しかし、こうした呼称の点を別にすると、本件部会は独自の会則その他の規程を定め、独自の理事会を有し、独自の会長、その他の役員を置き、被申立人からは独立したガバナンス体制を整えていることは証拠から明らかである。申立人が主張するような、会則の作成にあたり被申立人が作成したモデル定款に依拠したと考えられることや、被申立人に本件部会を担当する理事がいることは、それだけで、本件部会が被申立人から独立した組織として活動していないことを示すものとはいえず、他に、本件部会が実態として被申立人の一部門に過ぎず、独立して活動していなかったと認めることができるような証拠は示されていない。

実際、本件各処分や処分の通知は本件部会の理事会や倫理委員会より、本件部会の定める規定に従ってなされたものであり、本件各処分に被申立人が関与したという事実は認められない。

以上からすると、本件部会は被申立人から独立した組織としての形式及び実態を有していると考えるべきである。

このように、本件部会が被申立人から独立した組織としての形式及び実態を有しているとすると、本件部会が行った本件各処分は、被申立人が定める本件処分規程における自動応諾条項の対象とはならないことは明らかである。また、被申立人を相手方とする仲裁は、本件部会が定める本件規程における自動応諾条項の対象外であることも明らかである。したがって、本件部会が行った本件各処分の取消し等が求められている本件紛争を、被申立人を相手とする仲裁により解決することについては、仲裁合意が存在しないと言わざるを得ない。

また、申立人は、加盟団体は被申立人の規則に準拠しなければならない旨を定める被申立人の規定を根拠に被申立人の定める自動応諾条項が本件各処分にも及ぶと主張するが、本件では、加盟団体を相手方とした仲裁手続において統括団体が定める自動応諾条項を根拠に仲裁を申し立てることができるかどうかが問題となっているのではなく、加盟団体が行った処分について統括団体を相手方として仲裁手続を行うことができる

かが問題であるので、申立人の主張は的を射たものとはいえない。

なお、申立人が本件部会を被申立人的一部門と認識し、被申立人を相手方として仲裁を申し立てることにより本件紛争の解決を図ることができたと考えたことには無理からぬ点があり、今後、同様の誤解が生じないよう、被申立人や本件部会において、両者が別組織であることをより分かりやすく競技者等に伝えることや、競技者等に対して処分を行う際に異議申立て手続についても告知することが望ましいといえるとしても、被申立人とは独立した組織である本件部会が行った処分について被申立人を相手方として仲裁手続を継続することは、被申立人が自らとは独立した組織である本件部会の処分につき主体的に主張立証を行うことは困難であること、また、仮に申立人の主張を認める仲裁判断に至ったとしてもそうした仲裁判断は本件処分を行った本件部会には効力を持たず、本件紛争の解決に繋がるものとはならないことに照らせば、実質的にも適切ではない。

機構のスポーツ仲裁規則第40条第1項は、スポーツ仲裁パネルは、手続の続行が不可能であるとして打切るべきものと認めるときは、審理の終結を決定することができると規定する。機構の過去の事案においても、仲裁合意が存在しない場合には手続の続行が不可能であるとして仲裁手続の終了決定を行っている（JSAA-AP-2021-001）。本件においても上記のように当事者間に仲裁合意の存在を認めることができないことから、審理を終了し、同規則第40条第2項に従い手続終了を宣言する。

以上

2025年11月25日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 森下 哲朗

仲裁人 清水 光

仲裁人 川添 丈

仲裁地 東京

仲裁手続の経過

仲裁手続の経過

1. 2025年6月16日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」等を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同18日、機構は、スポーツ仲裁規則第14条第6項に基づき、申立人らに対し、仲裁申立書等についての補正を命じた。
3. 同月23日、申立人らは、機構に対し、補正した「仲裁申立書」を提出した。
4. 同年7月9日、申立人は、機構に対し「委任状」を提出した。
5. 同年8月8日、申立人は、機構に対し「補充主張書面」「証拠説明書」及び書証（甲1~17の2）を提出した。
6. 同月12日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
7. 同月25日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
8. 同月26日、被申立人は、機構に対し、「委任状」及び「仲裁人選定通知書」を提出した。
9. 同月27日、両当事者が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、機構は、申立人側仲裁人として清水光を、被申立人側仲裁人として川添丈をそれぞれ選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
10. 同月28日、川添丈は仲裁人就任を承諾した。
同年9月1日、清水光は仲裁人を承諾した。
同日、機構は、清水仲裁人及び川添仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
11. 同月2日、清水仲裁人及び川添仲裁人は、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」及び書証（乙1~6）を提出した。
同日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、森下哲朗を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
12. 同月3日、森下哲朗は、仲裁人就任を承諾し、森下哲朗を仲裁人長とし、清水光及び川添丈を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
13. 同月8日、機構は、仲裁専門事務員として田原洋太を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
14. 同月9日、田原洋太は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
15. 同年10月1日、申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」「証拠説明書（1）」及び書証（甲18~26）を提出した。

16. 同月 2 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本案前の争点につき審理を行う旨、被申立人に対する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
17. 同月 20 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」、2025 年 10 月 20 日付「証拠説明書（2）」及び書証（乙 7~10）を提出した。
18. 同月 22 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
19. 同月 24 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（2）」及び 2025 年 10 月 24 日付「証拠説明書（2）」を提出した。
20. 同月 30 日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面（2）」「証拠説明書（2）」及び書証（甲 27~30）を提出した。
21. 同年 11 月 5 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対する審理手続き終結の予告について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
22. 同月 12 日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面（3）」「証拠説明書（3）」及び書証（甲 31）を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（3）」「証拠説明書（3）」及び書証（乙 11）を提出した。
23. 同月 14 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本案前の主張に関する決定の予定日について、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。

以上

以上は、終了決定の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 竹下 啓介
(公印省略)